

電子媒体による公文書等の管理・移管・ 保存の検討のための基本的考え方

公文書等の適切な管理、保存及び利用に関する懇談会
報告書の概要を中心に

平成17年6月
内閣府

基本的考え方

1. 公文書等は、現在及び将来の国民が共有すべき遺産
2. 公文書館制度は、主権者である国民に対する政府の説明責任を果たすために不可欠な仕組みであり、民主主義の根幹を支える制度
3. 充実・強化される各国の公文書館制度
4. 現代の国の遺産を十分に保存出来ていない我が国の公文書館制度

検討の視点

1. 歴史的公文書等の利用を可能にするためには、現用文書の管理・収集・保存・選別の機能・制度が必要である。
2. 重要な公文書等の散逸を防止し、保存コストを低減させ、行政の効率化を図るためには、公文書等の集中管理が望ましい。
3. 現行の電子政府構築計画には、電子公文書を将来に国民に遺す視点が基本的に欠落しており、将来にわたって国民が公文書等を継ぎ目なく利用できるよう、適切な対応を取っていく必要がある。

必要な取組

1. 全ての公文書等について、媒体及び記録方法を問わず、作成から移管・廃棄及び歴史資料としての保存・利用に至るまで、文書のライフサイクル全体を視野に入れた適切な管理が必要
2. 電子媒体である公文書等も移管対象であるのは当然のことであり、情報技術の発達及び電子政府化の急速な進展や電子文書を原本とする公文書等の増加の影響を見極め、これに対応した公文書等の作成、管理、移管及び利用のあり方全般について、現用・非現用概念の見直しを含め、本格的な検討が必要